会 議 録

◇詳細―長期計画グループ 電話03-4566-2514

附属機関又は		豊島区基本構想審議会(第9回)
会議体の名称		
事務局(担当課)		
開催日時		平成 27 年9月 29 日(火) 18 時 30 分~20 時 30 分
開催場所		第 507~510 号室
会議次第		1. 開 会
→ htts: N/N		2. 議事
		(1) 各論「施策の現状と課題に」等について
		(2) 各論「新たな行政経営」「公共施設等のマネジメントの構築」骨子案につい て
		(3) その他
		3. 閉会
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・長野基(首都大学東京大学院准教授)・中林一樹(明治大
		学大学院特任教授)・宮崎牧子(大正大学教授)・松下創一郎(区議会議員)・永野
		裕子(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・高橋佳代子(区議会議員)・竹下ひ
		ろみ(区議会議員)・篠原あや子(公募区民)・清水綾乃(としまF1会議委員)・寺田
		晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・東澤昭(としま未来文化財団事務局長)・
		外山克己(豊島区町会連合会副会長)・柳田好史(としま NPO 推進協議会代表理
		事)・渡邉浩司(副区長)・三田一則(教育長)
		欠席者:明石要一(千葉敬愛短期大学学長)・蟹江憲史(慶応義塾大学大学院教
		授)・萩原なつ子(立教大学教授)・水島正彦(副区長)
		総務部長・新庁舎担当部長・区民部長・文化商工部長・環境清掃部長・保健福祉部
		長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・地域まちづくり担当部長・建築
	区側	住宅担当部長・土木担当部長・会計管理室長・区議会事務局長・監査委員事務局
	出席者	長・選挙管理委員会事務局長・指導課長・セーフコミュニティ推進室長・国際アート・
		カルチャー都市推進担当課長・区長室長・施設計画課長
		欠席者:施設管理部長·都市整備部長·教育部長
	事務局	政策経営部長・財政課長・企画課長・行政経営課長・長期計画担当課長

審議経過

1. 開会

事務局: 時間になりましたので、第9回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。

本日の欠席につきまして申し上げます。明石委員、蟹江委員、萩原委員、また副区長の水島委員が公務のため欠席でございます。職員でございますが、施設管理部長、都市整備部長、教育部長が欠席でございます。なお、教育部長の代理で指導課長が出席しております。追加資料がございまして、「基本計画における施策のページ構成イメージ」を追加で配布させていただいております。それから資料の差し替えがございまして、資料の9-3-3、地域づくりの方向の3、「すべての人が地域で共に生きていけるまち」の14ページの「こころと体の健康づくりの推進」の「施策の目標」を修正した関係で資料を差し替えさせていただいております。

それでは原田会長、議事の進行よろしくお願いいたします。

原田会長: 議事に入ります前に、毎回確認をいたしておりますが、傍聴の方がいらっしゃるのかどうか、いかがでしょう。

事務局: 本日はいらっしゃいません。

2. 議事

(1) 各論「施策の現状と課題」等について

原田会長: それでは早速本日の議事ですが、最初が各論「施策の現状と課題」等についてということです。

こちらの資料からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局: 資料の9-1「新基本計画の構成について」をご覧いただきたいと思います。議事の各論 の施策の現状と課題の説明の前に基本計画の総論の部分の柱立てにつきまして、前回説明 させていただきました点からその後、事務局で具体的な整理をしていく中、一部変更させていただきましたので、説明をさせていただきます。

表の右側が現在の基本計画の体系、真ん中が前回お示しをいたしました体系となっておりまして、左側が今回修正しました体系案でございます。第3章と第4章をあわせております。地域経営の方針の中で安心戦略と成長戦略の考え方は引き継ぎまして、持続発展都市に向けた4つの対策を加えております。基本計画の将来像を具体化したひとつの姿として国際アート・カルチャー都市づくりを中心に、現在の後期基本計画に掲げております7つの都市像、これをまとめるかたちにして、持続発展のための国際アート・カルチャー都市の土台としての教育、またあるいは福祉の中に健康、子育てを含めておりますが、これらをしっかり表現してまいりたいと考えているところでございます。なお、安全・安心創造都市づくりにつきましては、1の①の「安心戦略と成長戦略の好循環」の中での安心戦略の部分で記述してまいりたいということでございます。また、前回お示しをした都市再生については国際アート・カルチャー都市づくりの中に含めて表現したいと思っているところでございます。

また、参画と協働によるまちづくりの方針につきまして、こちらの総論にしっかり位置づけてまいりたいと考えまして、第3章の3として考えているところでございます。

前期基本計画では、すべての政策に通じる共通の考え方であるとして、総論の地域経営の方針で位置づけておりましたが、後期基本計画では、地域区民ひろば事業の展開、さらには地域協議会のモデル事業の開始など、具体的な事業が展開されてきたということで、計

画事業による進行管理を行っていくこととして、総論の記載からより具体的な事業展開を描くため、各論の中に位置づけたところでございました。後期基本計画策定後、公民連携など新たな動きが出てきたこともあり、改めて参画と協働については、各論の中に位置づけをしつつ、総論にも記載していきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 9-2、「新基本計画《地域づくりの方向》政策・施策の体系案」をご覧いただきたいと思います。こちらも前回お示しをしておりました体系案から、その後、検討段階で変更したところがございますのでご説明をさせていただきます。変更点は3点でございます。

1点目です。「3.すべての人が地域で共に生きていけるまち」の「(2)地域における自立生活支援」があります。ここでの施策の整理としましては、高齢者や障害者の方といった対象者別の施策展開ではなく、目的別の施策体系としております。5番の「生活困窮者等への自立支援の強化」は、そこだけ「生活困窮者」と対象者になっておりました。ここは施策名から外しまして、他の施策の中でしっかり生活困窮者に対することを記述していくということで、整理をさせていただくということで外しております。2点目でございます。「(3)健康な生活の維持・増進」の中の「がん等の疾病予防の推進」となっていましたが、ここに生活習慣病を加えまして、「①がん・生活習慣病対策等の推進」にしております。3点目です。同じく「健康な生活の維持・増進」の中に②、「健康づくりの推進」とありましたが、「②こころと体の健康づくりの推進」ともう少し具体的な表現に改めさせていただいております。体系案の変更点は以上でございます。

それでは、政策の内容または施策の目標および現状と課題の説明に移っていきます。 資料は9-3をご用意しております。8つの地域づくりの方向にそれぞれ枝番をとりま

して、9-3-1から9-3-8までございます。

まず、全体の構成でございます。資料 9 - 3 - 1、1ページで「地域づくりの方向」の説明、2ページで「地域づくりの方向」の体系図を掲載しております。3ページで政策の概要、4ページに施策、この場合ですと「区民参画の推進」、これの目標と現状と課題を掲載しているところでございます。追加資料でお配りしました「新基本計画における施策のページ構成イメージ」をご覧いただきたいと思います。今回の基本計画では施策を中心にまとめていこうということで、施策を見開きで掲載していくことを前回説明させていただいているところでございます。本日は左側の部分についてお示しをさせていただいております。右側の「主な取組内容」等は、次回以降の基本構想審議会でお示しをさせていただきたいと思っているところでございます。

本日は「施策の現状と課題」を中心にポイントを絞って、各部長から説明をいたします。 説明時間の目安としては、1つの「地域づくりの方向」で4分くらいの時間配分で説明をし たいと思っております。

それでは、区民部長からご説明をお願いしたいと思います。

区民部長:

区民部長でございます。最初に地域づくりの方向の1番です。4ページ「区民参画の推進」についてございます。施策の目標は3点ございますが、特に2点目と3点目でございます。町会自治会などの地縁団体への参加意識を高め、地域コミュニティの活性化をする、3つ目でございますが、地域区民ひろばの自主運営の推進、相互交流・連携を促進していく。これらを目標として定めてございます。これに対する現状と課題でございますが、4点掲げさせていただいておりますけれども、中でも2点目と4点目でございます。2点目で、

「区政連絡会」、これは町会が参加している区との連絡会でございますが、この協議機能の ほうを高めるという必要性がある。 4 点目として、区民ひろばの地域の特性を活かした企 画・運営を充実していく必要があるということでございます。

次の5ページ目でございます。施策の「多様な主体による連携・協働の促進」でございます。目標は2点ございますが、特に2点目、地域の人的資源の特色・特徴を踏まえた、各地域活動団体の相互連携を促進していくことを目標としていくということでございます。それに対する「現状と課題」でございますが、3点掲げてさせていただきます。1点目、としまNPO推進協議会、それから区民活動センター関係では、団体と拠点とございますけれども、そのうち区内の320団体について、区内に事業所を持ってございますけれども、このNPO法人の特色を活かした活動を各行政の各部署で連携を進めていく必要がある。2点目に「大学」がございます。こういった大学とNPOないしは町会、自治会、地域団体との連携・協働を促進していく。3点目に、区民ひろばが24箇所ございますけれども、この運営協議会の相互連携を促進していく必要がある。

次に政策の「地域力の向上」の施策について説明申し上げます。7ページでございます。「地域を担う人材・団体の育成支援」でございますが、目標は2点掲げておりますが、特に2点目、これまで地域活動に参加してこなかった方、あるいは若い世代、こういった方々に地域参加を促して、地域コミュニティにおける交流を進める中で人材育成、適正な支援をしていく必要がある。「現状と課題」については2点ございますが、特にこの中でも1点目です。最近の意識調査では、意欲があって参加の関心があるものの参加しないという方が4割から5割、半分くらいいらっしゃいますので、こういった区民の方々は意欲があるわけですので、参加しやすい地域活動のあり方を提案していく必要があると思います。2点目に、現在、地域で様々な活動団体がいらっしゃいますが、共通課題として、活動の中心となる役員の高齢化と担い手不足、これが大きな課題となっています。その課題を参加の機会・場の拡大増加、相互交流を進めることで解決していく必要があると思っています。

8ページです。「地域における活動拠点の充実」ですが、これも目標が2点ございますが、2点目、区民ひろばと区民活動センターです。地域活動の拠点として、この機能を充実させていくという目標がございます。それに対する「現状と課題」ですが、3点ございます。1点目でございますが、区民活動センターの一層の機能拡大が必要だと。3点目でございますが、区民ひろば。これは様々な活動をされていますけれども、運営の機能の充実と、施設の整備を進める必要があるということで、課題としてございます。

続きまして、「地域づくりの方向2」です。「多様性を尊重し合えるまち」、最初の施策であります3ページ目でございますが、「多文化共生の推進」でございます。施策としては、「外国人住民とのコミュニティ形成・促進」、「国際理解の推進」がございますが、次のページの4ページ目、「外国人住民とのコミュニティ形成・促進」の施策でございます。「施策の目標」は1つでございます。国籍と人種を問わずともに暮らす区民として、地域コミュニティを創る環境整備ということでございます。「現状と課題」は2点ございますが、2点目でございます。お住まいになる外国人の方増えていますが、地域のゴミ出しから、教育、宗教、それから様々なコミュニティ活動への参加、災害時の対応、こういった問題が地域で様々生じております。こういった現状の中で、良好なコミュニティづくりのために相互の交流促進を進めることでこの課題を解決していくということでございます。

次の5ページ、「国際理解の推進」でございます。「施策の目標」は2点、特に2点目でご

ざいます。外国人の持つ多様な価値観や文化を尊重することにより、国際理解を推進・促進するということでございます。課題ですが、3点ございます。2点目と3点目、多言語対応の取組み、それから国際交流等を通じて互いの文化・習慣等を尊重しあえる土壌づくりを継続していく、説明は以上でございます。

総務部長:

総務部長でございます。次の6ページ「平和と人権の尊重」ということで、政策の概要ですけれども、1つ目、平和を大切にする心を育む、3つ目、平和や人権に関する意識を高めていくという概要でございます。

7ページ、「平和と人権意識の普及・啓発」でございますけれども、「施策の目標」の1番目にありますように、平和や人権に関する意識を高めていく、2つ目にありますように、平和と人権を尊重する地域社会の重要性を認識するという目標を掲げております。「現状と課題」でありますけれども、特に1つ目にありますように、本区は23区で初めて「非核都市宣言」をおこなっております。また2つ目にありますように、今年はちょうど戦後70年ということで、戦争の記憶が風化しつつあるということで、どうやって次の世代に戦争を語り継いでいくかという課題がございます。このようなことから、行政のみならず、様々な主体が連携して人権尊重の意識を浸透させていくということが課題でございます。

次の8ページ、政策2-3の「男女共同参画社会の実現」でございます。「政策の概要」の2つ目でございますけれども、男女共同参画社会の実現のために関係機関との連携を積極的に図るという概要になっております。

9ページでございます。「あらゆる分野における男女共同参画の推進」でございます。「施 策の目標」にございますように、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実 施してまいります。「現状と課題」でございますが、2つ目、男女共同参画は働く女性の支 援という印象があることから、なかなか男女共同参画が充分に進まないという現状認識の もと、あらゆる施策に男女共同参画に期待を持っていくことが重要であるということをい っております。

次の10ページ、「ワーク・ライフ・バランスの推進」でございます。こちらは「施策の目標」にありますように、ワーク・ライフ・バランスに対する関心と理解を深めていくということが目標でございます。「現状と課題」でございますけれども、1つ目にありますように、依然として長時間労働を前提とした雇用環境が続いていることから、働きたい女性が、「仕事かあるいは子育てか」ということで二者択一を迫られる、そういう状況にございます。そういったことから、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解し、自ら取り組むことが重要であるということをいっております。

次に11ページをお願いいたします。「配偶者等暴力防止対策の充実」。いわゆるDVの対策でございます。「施策の目標」にございますように、DVはいうまでもなく人権侵害でございますけれども、これが男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっているということでございます。「現状と課題」の1つ目にございますけれども、現在、ストーカーや若年層のデートDVの被害が増加しているということで、より一層の相談機関の周知。なかなか相談機関がわからないという方が統計上も多く出ておりますので、こういったことがこれからの課題だということでございます。

保健福祉部

長:

続きまして、「すべての人が地域で共に生きていけるまち」でございます。3ページの「政策の概要」、「地域福祉の推進」ということで、2点挙げられまして、地域において、必要なサービスが総合的・包括的に提供される支援体制を整備する、また区民参加による支えあ

いに向けた取り組みが展開できる環境の整備が挙げられます。「現状と課題」としては、「福 祉コミュニティの形成」では、民間も含めたサービスの確保が必要であるということ、制度 の谷間にある福祉ニーズへの対応、また、主体的に参加できる場の創出が必要であるとい うことがあります。また、後継者も含め支援に携わるマンパワーの確保ということが課題 として挙げられます。5ページの「総合的・包括的なケア基盤の充実」では、関係機関が連 携しながら総合的に対応する必要があるということと、高齢者の在宅生活を支援する体制 の整備が必要であるということが挙げられます。6ページの「福祉サービスの質の向上と 権利擁護の推進」では、介護サービスの質の向上、給付の適正化、成年後見制度等の権利擁 護の取り組みの推進、また高齢者の消費者被害の増大という現状がございます。また一方 では、28年4月からは「障害者差別解消法」の施行ということが挙げられます。7ページ、 政策3-2「地域における自立生活支援」でございます。「政策の概要」としては、ニーズ に基づいた総合的に対応できる生活支援体制の整備が必要であると、自己実現に向けた社 会参加可能となるような環境を整備していくということでございます。これに向けた「現 状と課題」ですが、「日常生活の支援」では、サービス間の連携確保、多様な主体によるサ ービスの提供が必要。また、障害者の地域サポート体制の充実、支援が必要な高齢者の支え あいの仕組みづくり、生活困窮者に対する自立支援プログラムの展開が必要であるという ことでございます。次の3-2-2の「就労支援の強化」においては、関係機関のネットワ ーク化などによる障害者、高齢者および生活困窮者に対する就労支援が必要となるという ことでございます。10 ページの「社会参加の促進」でございますが、社会的に孤立する傾 向のある者が、自己実現を図りながら社会参加できる場を提供する必要があるということ でございます。11ページ、3-2-4「介護予防の推進」では、健康寿命を延ばす取り組 み、地域で活躍でき、生きがいを持てる居場所づくり・仲間づくりが必要であるという現状 と課題認識でございます。

健康担当部 政策3-3が「健康な生活の維持・増進」で4つの施策がございます。

長:

最初に「がん・生活習慣病対策等の推進」でございます。がんによる死亡率の減少、それから、生活習慣病の発症と重症化の予防の推進ということが目標でございます。がん検診の受診率、この5年で倍増はしておりますけれども、まだまだ受診率が低いものもございます。受診勧奨の工夫が今後ますます求められます。また、医療費の分析によりますと、生活習慣病の重症化の傾向が強く出てございます。今後これらの対策については、非常に重要な課題であるというような認識でございます。

2番目が「こころと体の健康づくりの推進」、14ページでございます。「消滅可能性都市」と指摘以降、女性にやさしいまちづくりというのは豊島区の大きな課題となってございまして、結婚前から子育てに係る年代に対する切れ目のない支援の充実、それから、メンタルヘルスの対策や、食生活、生活習慣の改善と運動習慣の定着といったことによるトータルな健康づくりを進めたいというように考えてございます。この中で、様々な施策を打ちながら、例えば下に書いてございます「としま健康チャレンジ!」のように、日頃から健康づくりを進めていくというところに、数多くの区民の方が参加していただけるような環境整備をしていきたいと考えてございます。

3-3-3が「健康危機管理の強化」、15ページでございます。新型インフルエンザ等の感染拡大の防止、災害時の医療体制の構築などが必要になってございます。また、感染症予防の正しい知識の普及啓発や予防接種率の向上、食品衛生の向上など日常の生活の中での環

境の整備が必要です。「現状と課題」でございますけれども、首都圏直下型地震、区内で約3,000 名の方が負傷します。それから、新型インフルエンザが流行すると、都民の約30%が罹患するという予測が出ています。この中で健康危機管理マニュアル、あるいは新型インフルエンザ等の対策のマニュアル等をつくるとともに、災害時の緊急医療救護所の設置、予防接種率の向上等努めてまいりたいという考えでございます。

16 ページ「地域医療体制の充実」でございますが、安心して在宅で医療を受けることができる仕組み、休日や夜間を含めて、安心して身近な医療機関で治療が受けられるような環境の整備ということが目標でございます。「現状と課題」でございますが、現在、在宅医療の推進のための連携の推進会議、在宅医療コーディネーター研修等これらの課題については取り組んではございますが、まだまだ始めたばかりでございます。また、在宅医療の相談窓口、歯科の相談窓口の開設等もありまして、かなりの数の相談をいただいている状況でございます。休日診療、障害のある方、要介護高齢者の歯科診療ということにも着手してございまして一定の実績を上げているところでございます。今後、地域包括ケアシステムの構築や、認知症施策の推進に向けた医療と介護の連携ということをますます進めていくというところが課題になってございます。

子ども家庭 部長: 地域づくりの方向4「子どもを共に育むまち」でございます。政策4-1「子どもの自己 形成・参加支援」につきまして3ページをご覧いただきたいと思います。1番目でございま すけれども、子どもが自主的・主体的に地域や社会の様々な活動に参加・参画する中で自己 形成が図られるように施策を展開していくものでございます。

4ページ、施策4-1-1「子どもの社会参加・参画の促進」でございます。目標でございますが、子どもの権利を尊重し、成長・発達段階に応じて、自分の意見を表明する機会、社会参加・参画の機会を確保していくということでございます。「現状と課題」でございますけれども、特に丸の2番でございますが、ニーズ調査の結果では、小学生から中学生と、年を経るにしたがって、地域に参加することが少なくなっていく状況でございますので、未来の地域社会の一員として積極的に地域活動に参加して、地域を担っていってもらうようにしていくということが課題と考えてございます。

5ページでございます。施策4-1-2「困難を有する子どもやその家族への支援」でございます。「施策の目標」の1番目でございますが、悩みを抱える子どもや子育てに不安を感じている保護者が気軽に相談できる体制を強化し、それぞれの困難な状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくということでございます。「現状と課題」の2番目、平成18年に「子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利保障に取り組んでまいりましたけれども、残念ながら児童虐待に対する相談対応件数等は増加傾向にございます。また、発達児童につきましてもケースが年々増加していて、お子さまの発達に危惧を抱いている保護者の方に対してきめ細かな対応が望まれているという状況でございます。

続きまして6ページでございます。施策4-1-3「子どもの成長を地域で支えるための環境整備」でございます。施策の目標としては2番目の丸でございますが、子どもを犯罪やトラブルから守るため、地域全体で子どもの安全・安心の見守り活動を促進していきたいということでございます。「現状と課題」につきましては、1番上の丸でございますけれども、地域の支援があれば良いと感じた保護者が50%以上いるという状況でございます。その中で、児童委員や青少年育成委員会等の皆様にはいろいろお助けをいただいておりますけれども、さらなるネットワークが必要になっているという現状認識でございます。

続きまして7ページでございます。政策 4-2「子ども・子育て支援の充実」です。「政策の概要」といたしましては、丸の一番上でございます。家庭を築き、誰もが地域で安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、すべての子どものも健やかな成長を保障していくというものでございます。

8ページでございます。施策 4-2-1 「地域の子育て支援の充実」でございます。「施策の目標」としましては、1番目でございますが、子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充実感が得られるように、妊娠・出産期から切れ目のないきめ細かな支援を実施するということでございます。「現状と課題」でございますが、丸の2つ目でございます。子育てに孤立感や不安感を抱えている保護者が増えているため、すべての家庭で、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子育ての安心感や充実感が得られるよう妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要という考えでございます。

続きまして 9ページでございます。施策 4-2-2 「保育施設・保育サービスの充実」です。目標としては、1 番目の丸、今後も増加が見込まれる保育所に対応できる地域のニーズに応じた保育施設を整備するということでございます。「現状と課題」でございます。丸の 2 番目と 3 番目でございますが、現在、平成 29 年度までに待機児童ゼロということで保育施設の整備を進めておりますが、平成 30 年度以降も、保育需要に応じて必要な保育施設の整備を進めていくということでございます。

(指導課 それでは、政策 4-3「学校における教育」について説明させていただきます。11 ページ、 長): 「確かな学力」の育成をご覧ください。施策の目標ですが、確かな学力を育成するため、子 どもたちに知識や技能に加えて、学ぶ意欲、自ら課題を発見し主体的に判断し行動し問題 解決する資質や能力を育てることでございます。「現状と課題」の1番目、全国学力調査お よび区独自調査では、おかげさまで本区の子どもたちは、すべての学年、教科において、全 国平均を大きく上回ってございます。各小中学校の伸び幅に着目した授業改善、教育施策 等が一定の成果を上げたものと考えているところでございます。

続きまして12ページ、「豊かな人間性の育成」。学校の教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育を推進し、自己肯定感を高め、子どもたちの自尊感情、他者と人間関係を形成する力を培ってまいります。「現状と課題」でございますが、2つ目、平成26年10月に「豊島区いじめ防止対策推進条例」を制定し、教育長を本部長とするいじめ問題対策委員会の設置、心理検査「ハイパーQU」の実施など、いじめ防止対策を効果的・総合的に推進しています。

続きまして 13 ページ、「健やかな心と体」の育成です。子どもたちの運動・スポーツに対する関心や意欲を向上させ、運動習慣を身に着けさせる。また、子どもたちに危険を予測し回避する能力、安全・安心な環境づくりに貢献できる資質能力を身につけさせます。「現状と課題」、2 つ目の課題をご覧ください。2020 年の東京オリンピックパラリンピックを視野に、オリンピック教育推進校の拡充など体力向上の取組みに力を注いでまいります。

続きまして14ページ、「教師力の向上と教育環境の整備」です。「施策の目標」の1つ目、質の高い学校教育を実現させるため、広く社会から尊敬され、信頼される実践力の高い教員を育成いたします。「現状と課題」の2つ目、本区では、教育者としての基本姿勢を示した「豊島教員ミニマム」、また秋田県能代市への教員派遣など多岐に渡る施策展開により指導力の向上を図ってまいります。

続きまして15ページ、「地域に信頼される教育」でございます。16ページ、「家庭教育支

援体制の充実」でございます。家庭教育ネットワークを確立し、学校と地域が一体となって、いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に取り組んでまいります。「現状と課題」の2つ目、本区では、スクールソーシャルワーカーの活用等々によりまして、家庭教育への支援を強化しております。

17 ページ、「地域人材の活用」です。地域の多様な人材、多様な文化資源を学校で有効に活用し、学校教育の質的向上・充実を図ってまいります。「現状と課題」の1つ目、豊島区には世界に誇る歴史や伝統文化が豊富にございます。総合的な学習の時間等で豊島区ならではの多様な人材文化資源を有効に活用し、「豊島ふるさと学習プログラム」の充実に努めてまいります。

18ページ、「学校施設の整備」でございます。「施策の目標」1つ目、築50年を超える老朽化した学校の改築を着実に進め、既存校の計画的な改修を行ってまいります。

19 ページ、「未来を切り拓くとしまの子の育成」。20 ページ、「新しい時代を拓く教育の推進」です。ESDや教育の情報化、キャリア教育など今日的な教育課題を踏まえ、豊島区の教育資源を最大限に活用した教育委活動を推進いたします。「現状と課題」の1つ目、新庁舎をオープンいたしまして、屋上庭園「豊島の森」、都市型環境教育の新たな学び舎として活用してまいります。

最後、21ページをご覧ください。「幼児プログラム」の展開でございます。「施策の目標」の1つ目、幼児期から義務教育終了を見据え、接続期の適応に配慮し、一人一人のニーズや発達段階に応じた教育を行ってまいります。「現状と課題」の3つ目、④幼稚園が「地域の教育センター」としての役割を果たすよう、施策の充実を図ってまいります。

清掃環境部

長:

続きまして「みどりのネットワークを形成する環境のまち」についてご説明いたします。 4ページの1つ目の施策、「みどりの拠点拡大」であります。「施策の目標」の1つ目、2つ目にございますように、新たな公園・児童遊園等の整備、あわせて公園の改修再整備の際に、緑化推進を実施することといたしております。また、4つ目、区民、事業者と相互に協力しながら「みどり」をつくり、守っていく体制づくりを進めてまいります。「現状と課題」の2つ目、現在豊島区は緑被率が12.9%ということで、23区中19番目という低位に位置しております。高密度都市の中で緑を広げるための努力が必要なわけですけれども、講演会ですとか緑を増やすための支援等々多角的に行いまして、緑をひろげるための基盤づくりを進めることが重要という認識でございます。3つ目、こうした取り組みをするためには、何よりも区民や事業者との協働が不可欠ということで考えております。

次に5ページ、「みどりのネットワーク」の形成です。「施策の目標」の1つ目、区の街路樹・植樹帯を整備することに加え、公園、児童遊園、さらには公共施設、民有地等のみどりを繋いでネットワークを形成するという目標です。3つ目、様々な主体による緑化の活動を支援するとともに、こういった主体相互間の連携・協働を推進するというものです。「現状と課題」の3つ目、区内全域で様々な取り組みにより、他の取り組みが広がってはいますけれども、このような取り組みを支える様々な団体の活動をさらに支援していくということが必要であります。

7ページ目、「低酸素地域社会づくりの推進」です。施策の目標の1つ目、省エネ施設導入支援、新庁舎「環境庁舎」を拠点とする、環境配慮行動の普及啓発などを行いまして、様々な省エネ・節電の取り組みを促進するという目標を掲げております。2つ目、家庭や事業所内における再生可能エネルギーを支援する、これに合わせまして、区有施設におきま

して、再生可能エネルギーを積極的に活用していくという目標を掲げております。「現状と課題」ですけれども、1つ目、CO2の排出量を削減するためには、増加が目立つ家庭部門と業務部門での削減の取り組みが不可欠でございます。家庭部門に対しては、意識を高めるための啓発、省エネ節電を意識したライフスタイルに結びつけていくというような働きかけが必要だというように考えております。業務部門に対しては、中小規模事業者への様々な取り組み・支援が必要だという認識でございます。

次に8ページ目、「自然との共生の推進」です。「施策の目標」の1つ目、生き物の生息・生育地を確保するということが何よりも必要である。2つ目、そのために自然に触れあえる場や機会の確保、生物多様性について学習する場の提供など多面的な普及啓発を行ってまいります。「現状と課題」ですけれども、2つ目、区内に残る貴重なみどりを守るとともに、新たなみどりや水辺を創出する、こうしたことが求められております。3つ目、生物多様性に対する理解や関心を高めていくことが求められているという整理でございます。

次に9ページ目、「地域美化の推進」です。「施策の目標」の1つ目の後段になりますけれども、パトロールによる注意・指導啓発活動を実施するとともに、喫煙場所の整備により、分煙化を推進するということ。それから、地域清掃・落書き消去、ガム取りなどこうした美化活動を地域と連携して実施することによりまして、環境美化の推進を図ります。「現状と課題」の2つ目、今後、アート・カルチャー都市構想、さらにオリンピック・パラリオンピックの開催などによりまして、豊島区には区内のみならず、外国人の方も多く訪れること想定しております。こうした中で、豊島区における喫煙ルールを誰でもがわかるように周知啓発することが求められております。3つ目の後段ですけれども、落書き消去、ガム除去活動、清掃活動など、区が他地域と連携して実施する体制の構築が求められております。

10ページ目、「都市公害の防止」です。「施策の目標」の1つ目、公害の状況を把握するための調査を実施するとともに、迅速な公害苦情の処理を行うということが目標であります。「現状と課題」の1つ目、都内の大気汚染の状況は改善傾向にありますけれども、光化学オキシダントの濃度が環境基準に達成できない状況が続いております。さらに3つ目ですけれども、公害苦情の発生件数がいまだに多いものですから、これらの苦情の迅速な解決が求められるという整理でございます。

次に12ページ、「3Rの推進」です。「施策の目標」の1つ目、リデュース、リユースを推進することがリサイクルにも増して必要だということでございます。3つ目ですけれども、ごみの発生抑制、使わなくなったものの再利用、ごみと資源の分別徹底について一層の普及啓発をおこなうことが必要でございます。「現状と課題」の1つ目、リサイクルによるごみの減量は着実な成果を上げておりますが、一方で、本来資源にできるにもかかわらず、分別されずにいまだに排出されているごみもかなりあります。そうしたことから、リサイクル前のリデュース、リユースを進めることにより、ごみを出す前の段階で減量することが効果的だという整理をしております。

次に13ページです。「安定的で適正なごみ処理の推進」です。「施策の目標」の1つ目ですが、区民・事業者・区が適切な役割分担のもとで、一体となってごみの減量を推進するということです。「現状と課題」の2つ目、持続可能な循環型社会を実現するためには、発生抑制、分別排出の徹底、安全・安心の確保など、適正なごみ処理に取り組む必要があるということで整理をしております。

地域まちづ 「人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち」についてございます。

くり担当部 3ページ、「文化と魅力を備えたまちづくり」でございますが、政策の概要といたしまし**長:** て、1点目「区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩な歴史や分化など地域の個性を育みながら相互に調和した魅力あるまちをつくります」として、池袋副都心の駅周辺、新旧庁舎周辺の方向性を示しながら、区民・事業者等の参加と協働のもと愛着と誇りを感じられる人と環境に優しいまちづくりを進めます。

4ページ、「地域の特性を活かした市街地の形成」として、「施策の目標」の1点目、「地域の特性を踏まえた魅力ある都市づくりを推進します」ということで、安全・安心、四季の彩りに包まれた環境に優しい都市空間、文化の彩りと回遊性の広がりが生み出すにぎわいと活力という目標を掲げております。「現状と課題」の1点目、今年の3月に「都市づくりビジョン」を策定して、この実現に向けた計画の都市づくりが必要であるということ。また、今年度中に景観行政団体へ移行しますので、これにもとづく魅力的な景観づくりに取り組んでいく必要があるということ。その中で池袋副都心の再生ですとか木造住宅密集地域の改善など、都市再生プロジェクトが本格的に動き始めている状況にあるということでございます。

次に5ページ目でございます。「池袋副都心の再生」ということで、1点目ご覧ください。 国際拠点池袋の魅力を高めるために、文化芸術機能の強化をするとともに、都市機能を 集積させ、国際アート・カルチャー都市を形成し、東京の国際競争力を強化しますというこ とで、「現状と課題」の1点目、池袋駅の乗降客数は250万人を超えておりますが、7割が 乗換利用で、駅の賑わいがまちに広がっていない状況にあるということ。また3点目です けれども、大量の帰宅困難者が発生する状況の対策が急務となっているものでございます。 次に6ページ目。「活力ある地域拠点の再生」ということで、池袋以外の駅周辺について 記載をしてございます。人々が活発に交流し、にぎわうまちとして、都市機能を更新・蓄積 するなど、個性を生かした活力と魅力ある地域の拠点として再生していくということで、 「現状と課題」、項目も従来どおりですけれども、これまでも大塚、東長崎駅で取り組んで

7ページ目。「新旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出」ということで、新庁舎を契機とした新庁舎周辺のまちづくりと旧庁舎周辺のまちづくりについて目標を掲げております。「現状と課題」をご覧いただきますと、池袋駅東口でございますけれども、サンシャイン方面への歩行者の流れが集中して面的なにぎわいの空間機能の広がりが非常に乏しい状況にあるということで、新庁舎整備を契機として旧庁舎周辺のまちづくりを展開することで副都心全域での魅力を、回遊性を高めていく必要があるということでございます。

きた駅舎の改良ですとか、駅前広場の再整備、これを継続しながら、快適な歩行者空間の充

建築住宅担 次に魅力ある都心居住の場づくりでございます。政策の概要でございます。

当部長:

原田会長: 「現状と課題」中心にいきましょう。

実等の実現が急務でございます。

建築住宅担 はい。では「施策の目標」でございます。ライフステージ・ライフスタイルを大切にして **当部長:** 住まいづくりを進めるということと、地域の住宅ストックを充実させるということでござ います。また、住み慣れた地域に住み続けられるよう、福祉と連携した住宅を確保していく ということでございます。「現状と課題」でございます。非常に単独世帯の増加が著しく、 全世帯に占める割合は現在約6割となってございます。こうしたことから、活力あるコミ

ュニティを形成するために、ファミリー世帯の定住化推進、高齢化進展による住宅利用環

境の改善が必要と考えてございます。

次に6-2-2「良質な住宅ストックの形成」でございます。現在、空き家率が23区中15.8%ということで、非常に高い値になってございます。また、最低居住面積水準の割合が20.7%ということで、23区中3位の高さでございます。こうしたことから、老朽化を迎えるマンションの改修、建替えなど、居住者の高齢者とともに対策を講じる必要あるというように考えております。

土木担当部 次に「魅力を支える交通環境づくり」でございます。13 ページ「道路橋梁の整備と維持 長: 保全」というところでございます。「現状と課題」でございますが、国道を都道区道合わせ て 304 k m ございます。区道は 284 k m で、対処療法から予防保全型の転換を図ることで既 存ストックの有効活用を進めていく必要がございます。

次に14ページ「自転車利用環境の充実」でございます。これまでは、大量に発生いたしました自転車の放置をいかに防止するかということで、自転車駐輪場といったものの整備を進めてまいりました。今後は、自転車の利用とか事故防止などの道路空間とかそういったような活動と安全対策にシフトしていくようなことが課題でございます。

総務部長: 次に 15 ページをお願いいたします。「災害に強いまちづくり」でございますけれども、 地域防災力を高め、災害に強い情報網の確率と都市基盤の整備を行なうものでございます。 16 ページ「自助・共助への取り組みへの支援」でございます。「現状と課題」の1つ目に ございますけれども、特に災害発災直後においては、自助・共助が大切ということでござい ます。2つ目にありますように、帰宅困難者への対応も重要でございます。備えるためには 平常時からの反復した訓練が必要だということでございます。

17 ページ「被害軽減のための応急対応力向上」でございます。先ほどが自助・共助でございますけれども、こちらは公助になるものでございます。「現状と課題」でございますけれども、新庁舎の移転に伴いまして、新たに防災システムを更新いたしました。このシステムを活用して、迅速な意思決定のもと、速やかな応急活動に繋げる必要があるということでございます。

地域まちづ 続きまして 18 ページ「災害に強い都市空間の形成」といたしまして、「現状と課題」でごくり担当部 ざいます。南関東において今後 30 年以内に 70%の確率で、マグニチュード 7 クラスの大地 長: 震が発生すると発表されております。その中で豊島区の面積の 4 割を占める木密地域には、大規模地震等による被害を拡大する危険性があります。最後の丸でございますけれども、大規模地震発生直後でございますが、応急活動に不可欠な特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化につきましては、対象建築物の 16%に留まっておりますので、こちらついても重点的に促進する必要があるということで、災害に強い都市空間を形成していくということでございます。

土木担当部 次に、6-4-4「無電柱化の推進」でございます。区の全体 283.9 k mのうち、無電柱 長: 化済みが 17.5 k mでございます。景観とか安全対策について、非常に必要でございますが、 どうしても変圧器がでてまいります。変圧器の確保をいかにコンパクトにしていくのかと いうところが今後の研究課題でございます。

6-4-5「総合治水対策の推進」でございます。神田川は昭和 58 年以降、溢水をしてございませんが、神田川自体 1 時間あたりの降雨強度が 50 mm対応でございます。近年、100 mm とかそういうようなものが降るような状況になってございます。そうなった時の対応については、一朝一夕に進むものではないのですが、雨水を浸透させるような枡とか、そ

ういう細かいものをやりながら、河川とかそういったものに対する負荷を減らしていくことが今後必要ということでございます。

総務部長: 21 ページ「安全・安心の強化」でございます。区民の安全・安心に対する認識の高揚を 図り、犯罪や交通事故のないまちを実現するものでございます。

次に「治安対策の推進」の「現状と課題」にございますように、区内の刑法犯の認知件数は、ピーク時に比べまして半減しております。しかしながら、振り込め詐欺や繁華街における客引きなど新たな課題も出てきているという現状でございます。

土木担当部 次に「交通安全対策の推進」でございます。事故発生件数は、毎年少しずつ下がってござ長: います。ただ残念なことに、豊島区内の交通事故の死者は毎年1名以上発生している現状がございます。特に子どもや高齢者、障害者を中心とした交通事故予防のための安全策とか、そういうようなものの整備、それと地域の方々、様々なところ、警察も含めて啓発活動をしていくことで、死者をゼロとしていくことが求められているのが現状でございます。

文化商工部 地域づくりの方向の7「魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち」をお開きください。ま **長:** ず政策でございますけれども、2点挙げさせていただいております。「産業振興による都市 活力創出」、「観光による賑わいの創出」でございます。

4ページ「新たなビジネス展開の支援」でございます。「現状と課題」の4点目、としまビジネスサポートセンターで受ける相談件数につきましては、平成22年以来増加をしておりますけれども、課題としては、売上高の停滞減少、また今後の経営方針としては、販路を広げるという相談が多くなっておりますので、今後はその対策強化が必要と認識してございます。

続きまして5ページ「地域産業の活性化」でございます。区内の事業所数と従業者数は、 平成24年度まで減少傾向にございましたけれども、26年度の経済センサスによりますと、 両方とも増加に転じてございます。ただし、課題として丸の4つ目、商店街を見てみます と、来街者の減少、空き店舗の増加、役員の高齢化や後継者育成などの多くの課題を抱えて いると認識してございます。

続きまして6ページ「消費者権利の実現支援」でございます。現状ですけれども、1点目、豊島区の消費者相談の件数は横這いでございますけれども、東京都全体では増加ということになってございます。課題の4つ目、相談窓口の周知を強化するとともに、被害の未然防止のため、消費者へのアプローチ方法を変えることが必要と認識してございます。

続きまして「観光による賑わいの創出」でございます。

8ページ「観光資源の発掘と活用」でございます。「現状と課題」の3つ目、豊島区には 多くの観光資源があって、多くイベントも開催してございますけれども、残念ながら全国 的に認知されている数が多くないと認識してございます。

続きまして9ページ目、「魅力的な観光情報の発信」でございます。「現状と課題」の2点目、豊島区にはソメイヨシノ、トキワ荘その他諸々ございますけれども、先ほどと同じように、残念ながらその認知度は高くないと認識してございます。「課題」は丸の3点目、やはり今後はインターネットの活用が鍵となってまいりますので、新たな情報メディアや情報伝達ツールの開拓とその効果的な活用が課題と認識をしてございます。

続きまして最後となります。「地域づくりの方向」の8「伝統・文化と新たな息吹が融合する魅力を世界に向けて発信するまち」。

5ページ「地域文化・伝統文化の継承と発展」でございます。「現状と課題」の2つ目、

豊島区には自由学園明日館等、多くの文化資源が存在していますけれども、そうした文化 資源があるにもかかわらず、居住者の転出入が非常に多くて流動性が高いということから、 なかなかそうした地域の伝統文化の継承が難しい、そういう地域特性があるという認識を してございます。

続きまして7ページ、8-1-4「アート・カルチャーによる魅力の発信」でございます。「現状と課題」でございますけれども、まず豊島区の顔である池袋の周辺は、歩行者がゆったり歩いたり、イベントを開催するスペースが不足しているというように認識をしてございます。丸の4点目、そうした中で、やはり東京の中で大きな存在感を発信する都市として、豊島区の魅力をうまく全体に積極的に世界に向けて発信をしていかなければならないと考えてございます。

続きまして「生涯学習・生涯スポーツの推進」でございます。

9ページ「多様な学習活動への支援」でございます。現状でございますけれども、丸の3点目、地域文化創造館ほか多様な施設において、区民の皆さまに多様な学習ニーズに応じたサービスを提供していますが、課題として、やはり従来からのそうした場と機会の提供に加えて、地域文化の創造と情報発信の拠点としての役割を担うべく、さらなる機能強化をしなければならないという認識をしてございます。

続きまして、10ページ「スポーツ・レクリエーション活動の推進」でございます。「現状と課題」の3点目、子どもの体力低下や20歳から30歳代の若い年齢層のスポーツ実施率が低いということが課題というように認識してございます。さらに今後は健康づくりと介護予防の観点からの高齢者のスポーツ参加機会の充実も課題と認識してございます。

11ページ「学びを通じた仲間づくり・地域づくり」でございます。「現状と課題」の3点目の4行目、生涯学習や生涯スポーツの活動成果の仲間づくりやどのように地域づくりにつなげていくか、こうした仕組みづくりをどう構築していくのかが課題と認識してございます。

原田会長:

ありがとうございました。今から 20 分くらいディスカッションを予定しております。まず本日の議題の1点目でございますけれども、皆様方の合議としては、きちんとした豊島区の各施策の現状を認識するということ、場合によっては現状認識が妥当でないということもありえます。把握すべきものを把握していないとか、そういったことがあれば、後ほどご指摘をいただきたいと存じます。また、課題の方向性については、こういうことで良いのかと。

そういう意味では、ご説明なさった部長さんの方々、1点だけお願いがございます。赤鉛筆と青鉛筆をぜひご用意ください。この場でなくて結構です。お戻りになったあとで、どこが「現状」でどこが「課題」なのか、線を引きましょう。そして「現状」を書いたうえで、「課題」を書きましょう。その両者の間には「そのためこういうことが課題である」と書きましょう。中にはすでに先走って「推進をする」「実施をする」「図る」と書いています。それは次回詳しく伺いますので、きれいにまず整理をしましょう。我々がメンバーとして一番知りたいのは、現状であります。それに対する課題の方向性であります。それについて今日ディスカッションすることが我々の一番の課題でございます。

具体的に中身に入りたいと思いますが、もう1点だけ申し上げると、今回の「現状と課題」では、ほぼすべてのページに図表が張り付けられています。それは非常に区民にとって わかりやすいものですが、本当に現状のエビデンスになっているかどうか、もう1回その 連関性についてご確認ください。

では皆さま方、中身についてご議論をお願いいたします。

P委員: 9-3-1の8ページの現状を表すデータとして、「区民活動センター登録団体数の推移」ともうひとつは「主な区民集会室の利用目的」というように書いてありますけれども、これは1つの拠点だけのデータなので、もうちょっと全体のデータを表示していただいたほうがよいのではないか。

区民部長: 8ページは、確かに右側の「区民集会室の利用目的」について、出典が特定の上池のコミュニティセンターになっております。これは、利用頻度が区民集会室の場合、高いこところから低いところまで非常に差があり、どこを出すか、平均でも良かったのですが、特にこのコミュニティセンターが高い利用率なので、象徴的に出したものです。今のご指摘で思ったので、平均も含めて、もう一回考えてみたいと思います。

原田会長: 現状がわかるように、ということですね。

P委員: やはりデータで、9-3-2の4ページの「外国人住民とのコミュニティの形成・促進」で、「外国人の住民数の推移」があるのですが、国別だけではなくて、年齢別構成での推移もあったら良いのかなと思います。というのは、最近、若い外国人の人が結構多いのではないかなと。そうすると、それに対する対応というのは、ちょっと違ってくるのではないかなということが感じますので。それから、5ページの外国人、特に小中学生に対する対応はされているのですが、聞くところによると、最近は幼稚園・保育園でも、日本語が話せない幼児が結構いると。そうすると、保育士の方はその対応に困っているような話も伺っていますので、現状や課題かがあるのではないかと思います。

原田会長: 今のご意見・ご質問は非常に象徴的なご質問で、現状として捉まえるべきところは捉まえていて、それは次回お出しになる施策との関連で「こういう現状を捉まえて、ここが課題だ」というところを、ここに書いていないところをご指摘いただいたというように私は理解しました。いかがでしょうか。

区民部長: おっしゃるとおりです。外国人のコミュニティの中の様々な課題、それから今の国際理解のように、国籍が様々分かれている中で、それぞれの特に小中学校以外の現場で困っていると聞いております。ただ、これをどういうように現状と課題に整理するかが、現場としてはまだ整理しきれない部分がございまして、実は表も必ずしも整理しきれていない部分が載ってしまっています。

今のご指摘、十分踏まえてもう一回確認してみたいと思います。

原田会長: 10 年先までというような計画でございますので、これからますます就学前の小学校に入る前のお子さんの問題がでてくるのかなと思います。

G委員: 3点お話をさせていただきたいと思います。まず1点目が、資料9-3-3の一番最後、16ページ目の地域医療なのですけれども、消滅可能性都市の話以降、女性にやさしいというお話を続けているのですけれども、その先にある子どもたちに対して、非常に小児科が少ないという課題が現存していると思います。大塚病院のほうで夜間あるいは休日の医療体制は敷いていると思うのですけれども、かかりつけであったり、あるいは、急に熱が出たといったような状態のときに診ていただけるような小児科についての、現状あるいは課題が記載されてはいないのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

健康担当部 ご指摘の部分はわかります。確かに「地域医療体制の充実」のところで、「現状と課題」 **長:** の4つ目「関係機関と連携して、休日診療や障害者・要介護高齢者の歯科診療など」と書い

てあります。確かにそこのところに、実施している準夜間の都立大塚病院での医師会のほうでお願いしている小児科の対応等の記載が載ってございません。おっしゃるとおり、小児科は非常に少ないということがありますので、ちょっと充実させていきたいという考えでございます。

G委員: 2点目は、多岐に渡るというか、いろいろなところに関ってくるかと思いますが、代表的なところが、資料9-3-4の18ページ、「学校施設の整備」について、いろいろなところでスポーツ施設が少ない、子どもたちが身体を動かす機会が少ないと書いてあるが、子どもたちが遊べる学校の校庭であったり、あるいは公園の整備をこれから進めていくことかとは思うのですけれども、現状ボール遊びができるような公園が少ないといったことは載らないでしょうか。

指導課長: 建設中の池袋の本町小学校と、池袋中学校、校舎一体型の施設でございますが、こちらの ほうは 200 メートルのトラックと、それから直線距離 100 メートルとれる、大きなグラウンドを兼ね備えた複合型の施設をつくっております。これまでのサッカーの試合等ですと、 三芳まで行って試合をしなければならなかったですが、この校舎が完成した暁には、区内の大会も本町小、池袋中のクラブでできる、というようなことで、できる限りの改善を図っているところでございます。

原田会長: 課題として書けるか、何をやっているかではなくて、課題として書く必要があるのかということについてご検討ください。

G委員: 最後は、資料9-3-6の12ページ、交通戦略なんですけれど、まだ区内にたくさんい わゆる「開かずの踏切」というものが残っているかと思うのですけれども、何か現状あるい は課題について記載はされる予定はないでしょうか。

原田会長: これは都と区の問題なのかもしれません。あるいは国なのかもしれません。事業者はもちろんです。いかがでしょう。

地域まちづ 総合交通戦略の推進ということで、視点としては、交通ネットワークができる中で、どう くり担当部 いうように、交通戦略をそこで一体化していくかという視点で書かせていただいておりま す。今後、都市計画道路の整備に伴って、立体交差もでてきます。踏切解除の施設も重要な 施設だと思いますので、少し工夫をさせていただきたいと思います。

H委員: 資料 9-3-1 の 4 ページ「現状と課題」の二つ目に、区政連絡会について「身近な地域の課題をさらに協議する機能が必要になっています」とあるのですけれども、区政連絡会は協議の場としての機能を付与するというか、意思決定や協議の場という方向性が、「現状の課題」としてあるのかどうかその辺がこの記述で疑問に思いました。

原田会長: 課題の認識として正しいのか妥当かということだと思います。いかがでしょう。

区民部長: 区政連絡会につきましては、主に情報共有ということが第一です。情報共有のなかには 当然、地域にその話を持っていったときに、どういう問題が生じるかということは、個別の 案件によってはお聞きします。その中で「協議」という言葉が厳密な意味では、協議をして ひとつの結論を得るというようなものも含めますと、そこまでいきません。ただ区が当事 者として同席しておりますので、そこで話し合われた、あるいは意見を出された内容については、やはり持って帰って、話し合っていくわけですから、そういう意味では協議は必要 だろうけれども、そこで何か一定のテーマを持っていただいて、話し合って何か一様の結論を出すという意味での協議という意味では、ここではないです。

言葉の遣い方が他との「協議」とは違うものですから、表現は工夫したいと思います。

原田会長: 報告事項について質疑応答するというのと、協議をするつもりで協議をするというのは、 ずいぶん違うのだろうなと。これについて協議をすることを必ずしも前提にしないという ところなのかしれません。表現をご検討ください。

H委員: 今の説明でわかるのですけれども、やはりこの表現ですと語弊があるというように私は思います。資料9-3-4、9ページです。「施策の目標」と「現状と課題」のところに、特別保育の事例として「病後児保育」と載っているのですが、新制度の中にも組み込まれて、今後「病児保育」というかたちで施策をやっていく方向性があると思うのです。「病後児」というように限定してしまうと、そこから広がりがない。「病後児」という限定的な表現になっていて、「病児」であれば広義の意味も含めて「病後児」も含まれるかたちになると思いますし、個人的には病児保育について具体的にこれまでも議会で批判してきましたので、こういう限定的な表現ではなくて、「病児保育」というかたちで載せていただいたほうが良いのではないかと思います。

原田会長: このあたりは、利用者が増えてきているという現状について書いているという記載ですが、そういう語を採ることがあり得るのかいかがでしょう。

子ども家庭 区の中では病児保育はやっておりませんので、現状認識としては、「病後児」ということ **部長:** になるかと思って記載しております。

原田会長: そういう趣旨ではないかと思いますが、どうですか。

H委員: 「現状と課題」では良いと思うのですが、施策の目標として、需要に対応できると思いますので、その辺は希望的観測も含めて、そういう表現にしていただけたらと思います。

原田会長: このあたりは施策の目標ですから、次回、こういう表現を使うかどうかについて、また改めて議論をしたいと思います。ぜひ皆さま関心を持っていただければと思います。ご指摘・お考えのことはよくわかります。

H委員: 同じく9-3-4の23ページ、これは前回も少し伺いました。議会でも幼児教育、今回、表現が結構具体的な踏み込んだ表現になっていると思っております。「現状と課題」の④のところで「幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たすよう」、ここまで具体的な表現になっているのですけれども、幼児教育の必要性ではそう思うのですが、連続した教育という意味でのその重要性は否定するものではないのですけれども、現実として区立幼稚園が3園、それから幼稚園と保育園の関係性とかそういったことがある中で、幼稚園についてここまで。その幼稚園も区が直接的には関与できない中で、私立保育についても含めたお考えなのか、イメージが湧かないです。現実的な方向性なのかというところが非常に大きな疑問を持ちますけれども、ここまで具体的に示して10年来の計画が大丈夫なのかと思いますが、いかがですか。

原田会長: どうでしょう。

指導課長: まず、区立の3幼稚園の充実というのが根本にございます。その中で、幼児教育のセンターでということでいえば、保育園あるいは私立幼稚園、また今後の認定こども園というようなことも視野に入ってくるかもしれませんけれども、そういったものの中核となるような、そういうようなセンターになりたいということと、もうひとつは、子育て支援ということで、保護者に対する様々な啓発や支援といったようなセンターにもなっていきたいということで、こういった記述をさせていただいているところでございます。

原田会長: 繰り返し申しますが、課題についてここで書く、だからそれが課題なのかということで すね。これが課題であるということであれば、次回に出てくる施策のところでこういうも のはやりましょうという議論をするべきであって、ここはぜひ、現状からするとこれが課題であるというところまでの記載に全体的にトーンを変えて、あとで考えれば良い、あとでディスカッションすれば良いわけです。

H委員: 会長がおっしゃったように、ここの文章としてはかなり踏み込み過ぎているということと、さらにこの先にこういう表現が出てきたとしても、区の現状としてこれは実現性が見えにくいというように私は思っておりますので、その辺を踏まえて、まずはこの記述のほうをご検討いただければと思います。

原田会長: 事務局を通じてもう一回、全体的な記載の標準化をお願いします。たぶん、こういったことをやるということを、各部局はまずやはり先を示したいというところは多分あると思うので。この欄については、次回議論するところではないものまで入っているように私には思えますので、もう一回精査をしてください。方向性自体がいけないということを必ずしもおっしゃっているわけではおそらくないと。これは議論の可能性は当然あるということです。

N委員: 資料9-3-1の7ページをお願いいたします。地域を担う人材・団体の育成支援というこの目標はこれでよくわかります。「現状と課題」で、高齢化のためにとかあるいは担い手不足というのもわかるのですけれども、若い人にすぐ地域参加をと言ってもなかなか難しい。いま何が大事かというと、元気な高齢者が頑張っているということが大事かなと思います。民生委員の活動をしていますけれども、平均年齢が65歳を超えています。ということは、こういう人たちを使って若い人たちを繋ぐというような、そういう現状であり課題であるということがここに出てきていない。単に高齢化しているとか、あるいは担い手不足だとかというようなことで済まされるような現状ではないように思います。

区民部長: 認識は同じなのですが、書きぶりの問題だと思います。高齢化ひとつとっても、どの年代を指して高齢化というのかということもあります。町会の関係でいえば、80 代現役で頑張っていらっしゃる、でも一方で次の世代をということになると、60 からに上になる。そういう場面もあるでしょうし、地域のいろいろな、NPOも含めた課題でいえば40代50代が中心になる。さらに若手20代30代が出てくる。地域の活動の局面で変わってくるものだと思います。言葉を一つに括ってしまいましたけれども、いずれにしても、それぞれの団体の活動を維持、進めていく上でやはり年代の問題があるということをこういった言葉で表現してしまいましたが、認識を揃える意味で加えたいと思います。

I委員: 資料9-3-3、施策3-2-1、この章全体が障害者、高齢者といった方が抱える問題に関わらないで、「横切り」というのでしょうか、違う切り方をしていらっしゃる。そういう中で先ほどもいったように自立支援がなくなったというのですけれども、施策3-2-1、ここで「現状と課題」はあとで整理していただけると思いますが、「介護サービスの利用状況」はこれを表している資料とは思えないので、これは工夫をしていただきたい。

もう1点は、改めてこういうように書いてしまうと心配だと思ったのは、資料9-3-4の5ページ、施策4-1-2が「困難を有する子どもやその家族への支援」という感じで、子どもに要因があるような雰囲気になっていないかということがあるので、この表現は、子どもが原因で虐待を受けているわけではないので、こういう書き方でこの虐待に入ってくると、ちょっと違うのではないかと思ったので、もう1回改めて考え直す必要があるのではないかという問題提起がいるような気がします。

原田会長: ありがとうございます。このあたりも含めてぜひ修文のお願いをしたいと存じます。

20分では、とても中身に触れられないと皆さんお感じでいらっしゃいます。本日残り30分強しかございませんので、事務局のほうに「現状と課題」について、本来この現状がこの現状認識でよろしいのか、また課題の方向性について、それは施策につながっていくわけですから、その方向性についてこれで足りるのか、過不足はないのかということについて、ご意見を、もしございましたら、お寄せくださると幸いでございます。

(2) 各論「新たな行政経営」「公共施設等のマネジメントの構築」骨子案について

原田会長: 議題の2について簡単にご説明をお願いしたいと存じます。

事務局: 資料 9-4-1「行政経営」・「公共施設」等に係る項目の体系案をご覧いただきたいと思います。左から基本計画(2006-2015)、後期基本計画(2011-2015)となっておりまして、次に新基本計画、「公共施設」「行政経営」に関する体系案でございます。右側には参考に「未来戦略推進プラン 2015」の内容を掲載しております。

今回、各論部分の現在の後期基本計画でいいますと第4章の「公共施設の再構築・区有財産の活用」、第5章の「新たな行政経営」となっております。この部分の体系案をお示しさせていただいております。

「新基本計画/項目体系 (案)」をご覧いただきたいと存じます。後期基本計画で変更した点は赤字でお示しをしております。まず現在の基本計画では第4章の「公共施設の再構築・区有財産の活用」、第5章の「新たな行政経営」と記載をしております。新たな基本計画では、この公共施設に関する記載、「公共施設等総合管理計画」をつくることもあって、基本計画の中では章立てをせず、新たな行政経営の中に入れても良いのではないかという事務局内での議論もありましたけれども、公共施設等については今後も大事なことでございますので、章立てをして「新たな行政経営」に続いての記載にしていこうということで、順番を変えまして、第4章に「新たな行政経営」、第5章に「公共施設のマネジメントの構築」としております。

まず、第4章の「新たな行政経営」の体系案をご覧いただきたいと思います。1で「スリ ムで変化に強い行政経営の構築」、「(1)簡素で効率的な執行体制の確立」、「(2)マネジメ ントシステム」の確立としております。2番で「持続可能な財政構造の構築」、「(1)計画 的・安定的な財政運営」。今回、新たに(2)としまして、「歳入確保の取組み」の項目を入 れております。3番で「透明で開かれた区政と協働の推進」、「(1)説明責任と透明性の向 上」、(2)で「区民参加の推進」、(3)で「多様な主体との協働・連携の促進」としており ます。現基本計画では、「区民参加の推進」の中に説明責任と透明性の向上とあったのです が、「区民参加の推進」から独立させて1番としまして、2番の区民参加の前提ということ で「説明責任と透明性の向上」を(1)として掲載しています。(3) として「多様な主体 との協働・連携の推進」と掲げております。次に4番でございます。現在の基本計画では、 4番の「新庁舎の整備」、5番の「新庁舎整備を契機にしたサービスの向上」、6番の「新庁 舎を契機にした情報化の推進」とありましたけれども、新たな基本計画では、新庁舎完成後 という状況を踏まえて、4で「ニーズに対応した質の高い区民サービスの提供」という項目 を立てまして、その中に(1)「ICTを活用した情報化の推進」、(2)「庁舎の機能を活用 した区民サービスの向上」、(3)で「区民の身近な場所での窓口サービス向上」、そして新 たな体系といたしまして、5番で「区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力の促 進」ということで、(1)「国内外に向けた積極的な情報発信」、(2)で「自治体間の連携・ 協力の推進」を掲げております。

第5章は「公共施設等のマネジメントシステムの構築」ということで、今年度策定した「公共施設等総合管理計画」と整合性を持たせて「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」ということで、(1)「総合管理計画の策定」、(2)「建物施設の計画」、(3)「インフラ施設の計画」としております。

この体系に基づきまして、資料 9-4-2 「新基本計画での「行政経営」・「公共施設」に係る骨子案」をまとめさせていただいております。資料 9-4-2 をご覧いただきたいと思います。1ページ、第 4 章の「新たな行政経営」ということで、菱型の部分は現状や課題を示し、矢印は方向性を示しております。現在の社会状況と豊島区の状況を整理したうえで、限られた財源の中で効果的な行政経営の推進、地域づくりに向けた参画と協働・連携、区民の利便性の更なる向上、持続的発展に向けて魅力を発信といったことを掲載しております。

2ページ目、「1 スリムで変化に強い行政経営の構築」ということでございます。時間の関係上、「現状・課題」、「今後の方向性」の部分は省略させていただきます。以下取り組み内容につきまして、簡単に読み上げさせていただきます。「取組みの内容」でございます。 (1) 簡素で効率的な執行体制の確立、「職員定数の適正化」、「効率的な公共サービスの提供」、「柔軟かつ機動的な組織運営」、(2) マネジメントシステムの確立、「マネジメントサイクルの有効な活用」、「業務プロセスの再構築」、「ビルド・アンド・スクラップによる事業再構築」。

3ページ、「2 持続可能な財政構造の構築」。「取組みの内容」でございます。(1)計画的・安定的な財政運営、「経常収支比率」、「職員給総額」、「財政調整基金積立額」、「バランスの取れた基金と債務」といったものを記載しております。(2)歳入確保の取組みとして、「適正な受益者負担の実施」、「収納対策の推進」、「新たな収入確保」を記載しております。4ページ、「3 透明で開かれた区政と協働の推進」として、5ページに取組み内容を記載しております。(1)説明責任と透明性の向上、「区政情報の共有」、「情報公開制度の適切な運用」、「個人情報保護制度の適切な運用」、(2)区民参加の推進、「区民の声の反映」、「参加機会の確保」、「パブリックコメント制度」、(3)多様な主体との協働・連携の推進、「新たな公民連携の推進」、「地域課題解決のための主体的活動の推進」を記載しております。

6ページ、「4 ニーズに対応した質の高い区民サービスの提供」ということで、「取組み内容」として、(1) I C T を活用した情報化の推進、「情報受発信の拡充」、「行政手続きの利便性向上」、「I C T を活用した収納アクセスの整備」、「マイナンバー制度の活用」、(2) 庁舎の機能を活用した区民サービスの向上、「総合窓口の充実」、「窓口連携の推進」、「区民に開かれた庁舎機能の活用」、(3) 区民の身近な場所での窓口サービスの向上、「区民事務所の総合窓口化」。

7ページ、「5 区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力の推進」ということで、「取組み内容」として、(1)国内外に向けた積極的な情報発信、「シティプロモーションの推進」、「世界に向けた情報発信の展開」、(2)自治体間の連携・協力の推進、「地方との共生」、「近隣自治体等との連携・協力」としております。

8ページ、「第5章 公共施設等のマネジメントシステムの構築」で、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」で、(1)「総合管理計画の策定」。

9ページ、(2)建物施設の計画、(3)インフラ施設の計画を掲載していく予定でございます。

原田会長: ありがとうございました。今日の前半の議論が、実際に区が社会・経済、区内に存在する

いろいろな問題・現状を把握してどういう課題があるのか、どういうように最終的には働きかけていこうかというように、対外的な活動だったわけですが、いまご説明いただいた内容は、そういう対外的な活動、施策の展開を効果的・効率的に実施していくための体制について、10年間でこういう体制であるべきだ、こういうようなところをやっていきたいということを施設関係を含めて経営計画の中に盛り込む説明だったかと思います。

公共施設、行政経営のあり方・手続きでご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

▶ 前半の9-3の資料の中に参画とか協働という、いわば行政と区民、民間のパートナーシップというかたちでこれからまちづくりとか運営をしていくんだよというようにおっしゃっています。それが後半の区の行政の体制だとかあり方というところにどういうように反映するのか、いまひとつ読めない。その「スリム化」ということが何を意味しているのか。いままで行政でやっていたことを参画・協働で区民の皆さんにやってもらえる分だけスリム化できるということをいいたいのか、今まであまりの無駄があったからスリム化するんだといっているのか、その構造がよくわからない。先ほどの、いま委員長がおまとめになったわけですけれども、具体的にある施策に対して、どういうように区政として体制をとってやっていくのかという「繋ぎ」があった方が参画とか協働ということの意味合いが、より伝わるし、また重要性というものが見えてくるのではないかというように思います。

原田会長: ありがとうございます。先ほどの対内的・対外的という観点でいうと、この参加と協働というところは、両方に関わるわけで、それがお互いに矛盾がないように、また両者が繋がるような仕掛けみたいなものが書かれていると良いなというところなのかなという気がしています。いかがでしょう。

政策経営部 前段の各論で各部長さん方がご説明いただきました、特に区民部のほうで参画と協働を 長: 担当しております。そういう施策を展開して、区民の方あるいはNPOなどの団体の方が 本当に参加して活動しやすいような、そういう仕組みを新たな行政経営という行政の責任・ 立場でつくっていきたい、そういう関係を考えております。その辺がわかりやすくお示し できるように工夫していきたいと思います。

D委員: 具体的に例えば、今の資料9-4-2の5ページ、なぜここは「参画」ではなく「区民参加の推進」なんですか、ということも含めて、ちょっと縦横がうまく盛り込まれていないのではないかという感じがする。

原田会長: このあたりぜひ整理をしてみてください。例えば、区民側から書くのか、区の側から書くのかみたいな、主体・客体を逆にして書いているのかとか、いろいろな整理もできるのかなと思います。いかがでしょうか。

政策経営部 ご指摘を踏まえまして、調整してみたいと思います。各論のほうは、それぞれ分野別に所長: 管をしている部局がまずは責任もって記載をしております。そこと区全体の調整等を担当するのが政策経営部でございますので、まず各分野別の取り組み状況を各部長さんのほうで責任もってお書きいただきましたので、今回のご意見を踏まえまして全体の調整を行っていきたいと思います。

原田会長: ありがとうございました。ほかにありますか。

A委員: 全体の書きぶりなのかもしれませんが、資料9-4-2の公共施設の問題に関しましては、国の総務省から公共施設総合管理計画といったものをつくれという、いってみればプレッシャーによるもの。9-3-3の6ページは差別解消法が始まったのでやらなければならないのですと。つまり外部の法的なプレッシャーがかかったので、それに対応していかな

ければならないというようなスタンスという書きぶりもある。空家問題に対する基本法ができたので、これはいってみれば「やらなければいけないもの」なので、法的な要請があるものに対してちゃんと応えますというスタンスで書かれているページと、そういったものが本来来ているのだけれども書かれていないページがある。もちろん、法的なものに関しては努力義務のものと絶対やらなければいけないものという区分があったり、あるいは区民個人が何らかのかたちで制裁をうけてしまうもの、例えば先ほどの障害者差別の問題ですと、差別をしてしまった人に対して制裁が来るということだから、それは区民にちゃんと示さなければならないといった、個人に意味があるものに対しては書くなど、価値の序列があるような感じがいたします。意識せずにバラバラでやっているのであれば、それは統一しなければならない。逆に、価値の序列をつくったうえで設定しているのであれば、「そうだ」というようにいっていただいたほうが良いのではないかというように考えております。

原田会長:

なかなか難しいご意見と思いますが、後者ではないだろうと思います。区の総合計画ですから、法律で書かれているのでやりましょうということよりは、法律で書かれたことを契機にいろいろなことをやりますという書きぶりが良い。全体的に調整をしてください。まったく意図しなかったけれど渋々やるというものがあれば別ですが、そういうようなものは多分あまりないだろう。法律に書かれていて確かにそうだよねというものが多いのではないかなという気がいたします。

私からも1点だけお願いがございます。第4章ですけれども、これだけ10年先にあれこれこういう課題があるということを、ぜひ区の職員が、そういう解決困難な課題に果敢に向き合うことができるような職場風土であるとか人事制度みたいなものもぜひ採り入れていただきたい。こういう課題を書いたとしても、「こんなふうな状況だったら」というように尻込みしてしまう区役所の職員は駄目だと思うので、働きやすかったり、何かイノベィティブであることを問わない、失敗をいとわないというような職員が次々とこういった課題に臨んでくれるようなものもどこかに書いておいてほしい気がいたします。実際にやっていらっしゃると思います。いかがでしょう。

政策経営部

書画をまとめるにあたり、人材育成担当課長さんにも関わっていただきまして、区役所の長: 若手の職員にそれぞれ部会で作業チームに入っていただきまして、提案をいただいています。この新たな行政経営の中におきましても、オープンデータの活用とか行政評価PDCAサイクルについての新たな提案、そういった若手の職員、彼らがおそらく10年後この計画を担ってくれる人材になりますので、それらの声をなるべく反映するようなかたちで、この計画を単につくるだけの目的で終わらずに、それを活用していただけるようにつくってまとめていきたいというように考えております。

原田会長:

こちらにつきましても、本日時間がございませんので、行政の内部のありかた、また、公 共施設については管理計画がございますので、なかなかコメントをして修正をすることは 難しいのかもしれませんけれども、こちらについても事務局に何かご意見ございましたら お寄せくださいますと幸いです。

(3) その他

原田会長: 「その他」にまいりましょう。 2点ございまして、1点は政策評価委員会に関連すること、もう1点は「まち・ひと・しごと創生」についてであります。では政策評価委員会について簡単にご紹介ください。

事務局: 「参考9-1 平成27年度政策評価委員会スケジュール(予定)」をご覧いただきたいと

思います。9月7日に第1回の政策評価委員会を開催いたしました。今年度は、政策評価委員会では、新たな基本計画で設定する成果指標について確認をしていただこうということで、現在、施策ごとの成果指標につきまして、各部局で検討し作成しているところでございます。その指標につきまして、10月下旬、11月上旬と2回に分けて、政策評価委員会でヒアリングをしていただこうという予定を組んだところでございます。すべての指標のチェックは難しいと考えております。いくつかの指標を候補に絞って、部局ごとにヒアリングをしていただこうという予定で考えております。ヒアリング後、11月中旬、下旬に予定をしておりますこの基本構想審議会委員におはかりをいただこうと考えているところでございます。当初のスケジュールでは10月下旬の基本構想審議会で、お諮りをいただく想定でおりましたが、もう少し時間をかけて検討していこうということで、成果指標についてのスケジュールは変更させていただいてございます。成果指標のスケジュールを反映した新たな全体の基本計画のスケジュールにつきましては、参考資料9-2を用意しておりますので、ご確認をしていただければと思います。以上でございます。

原田会長:

ありがとうございました。こちらについても、私が委員長をお引き受けしておりまして、 しばらくお任せくださいと前回申し上げたのですが、これから作業にあたってまいりたい と存じます。私のほうで事務局に依頼をしたのは、ヒアリング対象を選定する案にあたっ て、こういう観点でピックアップをしてくださいとお願いをしているところでございます。

今日は時間がございませんので、ご覧いただくだけにさせていただきますが、7月に区役所内で私が研修の講師を引き受けまして、政策評価についてお話をさせていただきました。その時のパワーポイントを用意しております。内容について触れることは時間がございませんので省略いたしますが、基本的に施策と事業について一体的にとらえてやってくださいと。特にこれからつくる基本計画と毎年度策定する未来戦略プランがまったく違うものになったり、関連性がなくならないようにやってくださいよと。また実際に施策の体系全体が見えやすいようなかたちで、あちらではこう書き、こちらではそう書きということにならないように、例えば最後に書いてありますように、目標の達成度合いが標準的に、こんな場合にはこんなように書いてくださいねというような、書き方の統一・標準化みたいなこともやりましょうというような話をさせていただいたところでございます。

おそらく各部局は、現在、指標をつくっていらっしゃるはずでございますので、もうしば らく政策評価委員会のほうにお任せいただければと存じます。

では続いてもう1点。

事務局:

参考資料の9-3-1人口ビジョンでございます。策定途中でございますが、本日配布をさせていただいております。人口ビジョンと総合戦略の策定については、前々回基本構想審議会で今年度中に策定をしていくというところで、基本構想審議会にも情報提供していくということでございましたので、本日資料を配布しているところでございます。

人口ビジョンでは、人口の現状分析、豊島区の将来人口の推計と展望を掲載しているところでございます。また、人口ビジョンのページがかなり多くなってございますので、概要版をつくっておりますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

その人口ビジョンに基づき、総合戦略というものを策定していきます。骨子案ということ でご提示をさせていただいているところでございます。

参考資料の9-3-4の全体版をご用意しておりますのでそちらのほうを見ていただきたいと思います。総合戦略では、消滅可能性都市の指摘を受けて以降、持続発展都市推進本

部をつくっておりまして、人口減少社会に向けての対策ということで、女性にやさしい、高 齢化の対応、地方との共生、日本の推進力という方向に沿った目標を設定させていただいて いるところでございます。それぞれの基本目標を達成するための具体的な施策、またKP I、重要業績評価指標を掲載していくことにしております。施策の中身については、まとめ ているところでございまして、例として載せているところでございます。参考程度に見てお いていただければと思っております。簡単でございますが説明は以上でございます。

原田会長:

ありがとうございました。こちらは先ほどの長野委員の言葉を借りると、国から「やれ」 といわれてやる代物でございます。そういう意味では、我々は基本構想をつくり基本計画を つくっているほぼ同じタイミングに国から降ってきて、創生法に基づいていろいろな支援 のお金が出てくる関係で、全国的に法律に基づいて対応せざるを得ないというものなので すが、多分委員の皆さんはこの二つはどんな関係になるのだろうというように思われてい ると思いますけれども、簡単に一言でいうとどうなりますでしょうか。

長期計画担

当課長:

この「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略も横断的な取組み内容になるのです けれども、人口減に向けての対策ということで、人口減に向けての特化した内容にしてござ

政策経営部

法律で義務ではないのだけれどやれというようなかたちでやっているものでは決してな いのです。本区の場合は、何回もいうように、消滅可能性都市のご指摘をいただいておりま すので、昨年度から対策会議を設けて議論してきています。それをむしろこの機会に集大成 して、外に発信していきたいということで、経営方針に位置づけています。担当課長がいっ たように、少子化対策、高齢化対策が中心でございますけれども、経営方針として重点施策 に位置づける、そういう点でつくっています。

原田会長:

部長がおっしゃるとおりでございました、大変失礼いたしました。ですが、ほかの自治体 でも同じように対応しているわけですが、特に本区としては、一生懸命取り組んでいる1丁 目1番地の施策であると。私が考えるに、この人口ビジョンというのは、全ての政策体系の 中で、人口を増やしていく、減少を止めるという何かサーチライトでぱーっと横串を通した ようなものなのかなと。ですから、内容的に矛盾するものがここに入っているということで は必ずしもないのかなというように承知をしております。

では、あまり時間がございませんけれども、政策評価とこの人口ビジョンについて何かご 質問はありますでしょうか。

A委員:

この人口ビジョンと創生法に基づく戦略のなかで、いままでの行政計画のつくり方と大 きく違った点は、計画をつくる段階・プロセスとして、「金」を参画せよということがガイ ドラインとしてお示しされていました。地方都市に行けば、地方地銀や信金が自分たちのビ ジネスの浮沈も賭けて手を組むということがある。今後の様々な財政的な資源の調達の意 味で金融機関の存在は無視できないことであります。そこで質問としては、資料9-3-4 を検討いただくまでの間で、金・労・言のいままでの区民参加とは別枠でつくられた枠組み についてはどのような活動だったか少しご紹介いただければと思います。

長期計画担

産官学金労言というところで、懇談会を9月8日に開催をしてご意見を頂戴したという **当課長:** ところでございます。当然金融機関については、地元の巣鴨信用金庫さん、東京信用金庫さ ん、日本政策金融公庫さんに入っていただきましてご意見をいただいているところでござ います。人口を維持していくためにしごとをつくるというところも大事なところでござい まして、創業支援とか、豊島区ではビジネスサポートセンターをやっておりますので、そう

いったところも大事ではないかというように考えているところでございます。

原田会長: 確かに長野委員がおっしゃるとおり新しい仕組みはどうやってやったらよいのか、多分 各自治体としては試行錯誤なのだろうとは思います。

D委員: 前に人口のところでいろいろ議論したのですが、今日の9-3の資料でも外国人をもっといろいろなかたちで増えてくるだろうという話があって、しごと・起業というところにもおそらく外国人の関わりがどんどん大きくなってくる。ただ単に生活の場で多文化共生だけではない、まさに文化共生社会といった場がつくられていくようになると思いますので、人口のビジョンということと、これからの地方創生というところに、やはり今までとは違う、本当に外国人をどういうように迎えてどういうように共生していくのかということを考える時期に来ているのではないかなと思われます。

原田会長: ご指摘ありがとうございます。ちなみに立教大学は10年後までに留学生を倍増させようと思っておりますので、西口には外国人が溢れるという予定でございます。これは本区の問題とは別かもしれないですけれど、いろいろな各事業者の取り組みが必ず出てくるわけでございますので、やはり新しいステージに至っているのかなという気がしております。ありがとうございます。

本日の議論、何かご質問ご意見ございましたら事務局までお寄せいただいて、次回は施策 そのものを実際に議論するわけでございますので、あわせて現状と課題でもし不十分だと いうように認識なさる場合にはまたご質問いただくということも可能でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

3. 閉会

事務局

原田会長: では最後に事務局よりお願いします。

本日、内容が多く発言の時間がとれずすみませんでした。どうもありがとうございました。今後のスケジュールのご連絡でございます。10月の基本構想審議会でございますが、10月28日水曜日午後6時30分から予定しております。また11月は、16日月曜日、30日月曜日を予定しております。

なお、前回の議事録でございますが、すでにお配りしておりますが、修正等ございました ら 10 月 16 日金曜日までに事務局までご連絡いただきたいと思います。

また人口ビジョン等の資料につきましては、策定途中の資料でございますので、この場限りでお願いしたいと思います。以上でございます。

原田会長: それでは、本日の基本構想審議会これにて閉会といたします。皆さまお疲れさまです。ありがとうございました。

(1)現状と課題について、何が現状で課題なのか、また具体的な取組部分にまで触れている記載があることから、次回までに精査することとなった。 (2)「新たな行政経営」「公共施設等のマネジメントの構築」骨子案について、説明及び質疑応答を行った。各論部分との関係性や全体的な記載方法の統一、人事制度

や職場風土の言及などについて意見があった。

会議の結果

- (3)政策評価委員会の進捗状況、人口ビジョンと総合戦略についての情報提供が行われた。
- (4)次回日程は10月28日(水)18:30とし、本日と同じ会場で開催する。

【配布資料】

資料9-1 新基本計画の構成

資料9-2 新基本計画体系案(総括表)

資料9-3 現状と課題等(地域づくりの方向1~8)

資料9-4-1 行政経営・公共施設にかかる体系案について

資料9-4-2 行政経営・公共施設にかかる骨子案について

提出された資料等

【参考資料】

参考資料9-1 平成27年度政策評価委員会スケジュール

参考資料9-2 新基本計画策定スケジュール

参考資料9-3-1 豊島区人口ビジョン(案)

参考資料9-3-2 豊島区人口ビジョン(案)概要版

参考資料9-3-3 豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)

参考資料9-3-4 豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略等【全体版】

参考資料9-4 豊島区管理職向け講演会資料「基本計画の効果的な進行管理に 向けて」